

別紙 1

令和 7 年度関東森林管理局の営繕業務に関する専門技術指導の委託業務仕様書

- 1 建築物の新築、増改築、修繕及び模様替等を実施するにあたっては、建築基準法に基づく設計や関係機関への届出等、専門の知識・技術を有する者の的確な判断をもって実施する必要がある。

このため、これらの知見を有する者に下記業務を委託するものである。

2 業務内容

- (1) 庁舎等（森林管理局署等、森林事務所、宿舎及びその附帯施設）の新築、増改築、修繕及び模様替等に係る建築設計に必要な助言、指導並びに概算予算の把握などに必要な経費積算資料の整備及び助言、指導に関すること。
- (2) 建築基準法等による関東森林管理局の施設・設備の点検結果に基づく維持管理に係る専門技術に関する事項。
- (3) 前記に掲げる事項のほか、簡易な工事等に係る積算資料等の作成に関すること。